

平成 27 年 6 月 3 日
復 興 庁

平成 28 年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準について

「集中復興期間の総括及び平成 28 年度以降の復旧・復興事業のあり方」（平成 27 年 5 月 12 日）において、「復興の基幹的事業や原子力災害に由来する復興事業（略）については（略）被災自治体の実質的な負担をゼロ」とし、「復興事業と整理されるものでも、地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題への対応との性質を併せ持つものについては、被災自治体においても一定の負担を行うものとする」とした。

また、与党からは第 5 次提言において、「原則として（略）全額国費負担の措置を継続すること。（略）例外的に、被災自治体において、負担能力の範囲内で一部負担すること。その際の負担の程度は、被災地以外で行う事業と比較して、大幅に低減し、被災自治体の財政状況にきめ細かく配慮すること」と申し入れがあった。

これらを踏まえ、復興特会で実施する事業のうち、具体的な自治体負担の対象事業及び水準について、以下のとおり整理した。

1. 自治体負担の対象事業（詳細別掲）

- ・ 道路整備事業（直轄・補助）
- ・ 港湾整備事業（直轄・補助）
- ・ 社会資本整備総合交付金（復興）
- ・ 東日本大震災復興交付金（効果促進事業） 等

（注）以下の事業は対象としない。

- ・ 道路整備事業のうち三陸沿岸道路整備事業
- ・ 旧避難指示区域にある 12 市町村において各市町村が実施するもの
- ・ 循環型社会形成推進交付金により実施する事業のうち、原子力事故災害に由来して実施するものも同様とする（いわき市が該当）

2. 自治体負担の水準

事業費のうち、国庫補助金等を除いた地方負担の 95% を震災復興特別交付税により措置し、県及び市町村の実質的な負担は地方負担の 5% とする。

これは各対象事業の事業費の 1～3% 程度である。（参考 1、2 参照）

（参考）

復興交付金効果促進事業（補助率 80%）：各事業費の 1%（＝地方負担 20%×5%）
社総交（道路）（補助率 55% の場合）：各事業費の 2.3%（＝地方負担 45%×5%）

3. その他

- (1) これまで緊急雇用創出事業として実施してきた、見守りや避難指示区域内の警備等については、28年度以降も雇用支援とは別の形で支援を行う。
- (2) 任期付職員及び応援職員への支援については、マンパワー確保は重要な課題であり、引き続き全額国費で支援する。
- (3) 自主避難者に対する情報提供については、今後とも継続される必要があり、国としてどのように支援するか、平成28年度予算概算要求までに具体的に検討する。
- (4) 復興交付金効果促進事業について、配分済みの一括配分の自治体負担は引続きゼロとする。(参考3)

4. 今後の進め方

今後被災自治体からの意見を聴取した上で、6月中に、対象事業と負担割合について最終的に決定する。

自治体負担の対象事業

- ・ 道路整備事業（直轄・補助）
- ・ 港湾整備事業（直轄・補助）
- ・ 社会資本整備総合交付金（復興）
- ・ 水産基盤整備事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金
- ・ 循環型社会形成推進交付金
- ・ 河川整備事業
- ・ 東日本大震災農業生産対策交付金
- ・ 農村地域復興再生基盤総合整備事業
- ・ 被災海域における種苗放流支援事業
- ・ 交通安全施設等整備事業
- ・ 地籍調査費負担金
- ・ 東日本大震災復興交付金（効果促進事業）

主な事業の自治体実質負担率

	通常	復興・創生期間
直轄道路 国 2/3、地方 1/3	26.7% 〔 地方負担の <u>20%</u> を交付税措置 (33%×80%) 〕	1.7% 〔 地方負担の <u>95%</u> を震災特交措置 (33%×5%) 〕 (注) 三陸沿岸道路にあっては0% (地方負担全額を震災特交で措置)
社総交道路 国 55/100 地方 45/100 など	36% 〔 地方負担の <u>20%</u> を交付税措置 (45%×80%) 〕	2.3% 〔 地方負担の <u>95%</u> を震災特交措置 (45%×5%) 〕
復興交付金 (効果促進) 国 80/100 地方 20/100	40% (社総交効果促進 (補助率 50%)) 〔 地方負担の <u>20%</u> を交付税措置 (50%×80%) 〕	1% 〔 地方負担の <u>95%</u> を震災特交措置 (20%×5%) 〕
災害復旧 (直轄) 国 2/3 地方 1/3 など	1.7% 〔 地方負担の <u>95%</u> を交付税措置 (33%×5%) 〕	0% 〔 地方負担の <u>100%</u> を震災特交措置 〕

自治体負担の水準と阪神・淡路、中越等の他の災害との比較

事業 (例)		東日本 (集中復興期間)	東日本 (復興・創生期間)	阪神・淡路、中越 等
災害 復旧	公共土木関係 (上水道、廃棄物処理施設など)	補助率 8/10~9/10 (高上げ) + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)	通常補助率 + 自治体負担分 1/2 を補助 (高上げ) 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)	補助率 8/10 + 一部自治体負担 (100%起債、元利償還金の 95%を 交付税措置) 一部補助率高上げ (激甚対象等) + 一部自治体負担 〔 区画整理の例：90%起債。元利償還 金の 80%を交付税措置 〕
	復興交付金事業 (基幹) (※ 1、2)	通常補助率 + 自治体負担分 1/2 を補助 (高上げ) + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)	補助率 8/10 + 一部自治体負担 (地方負担の 95%を震災特交)	〔 通常補助率 + 一部自治体負担 社総交効果促進の例：90%起債。元 利償還金の 20%を交付税措置 〕 ※一般事業と同等の扱い
その他 補助	社総交事業【復興枠】 (※ 2)	通常補助率 + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)	通常補助率 + 一部自治体負担 (地方負担の 95%を震災特交)	〔 通常補助率 + 一部自治体負担 道路の例：90%起債。元利償還金の 20%を交付税措置 〕 ※一般事業と同等の扱い
	市町村仮庁舎等	補助率 2/3 + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)		補助の対象外
	介護老人保健施設	補助率 1/2 + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)		
	被災者生活再建支援金	補助率 4/5 + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)		制度なし
復興道路 復興支援道路	直轄負担全額を震災特交で措置 (負担ゼロ)	(復興道路) 直轄負担全額を震災特交で措置 (負担ゼロ) (復興支援道路) 直轄負担金の一部を自治体負担 (地方負担の 95%を震災特交)		

(※ 1) 5 省 40 事業を一括化。基幹事業に関連し自由度の高い効果促進事業を実施。

(※ 2) 阪神・淡路の際は、復興交付金、社総交制度は存在していないため、同種の補助事業の取扱いを記載。

復興交付金(効果促進事業)の一括配分済額のうち
 使途の決まっていないもの(事業費・平成27年2月時点)

(億円)			(億円)			
県	市町村	一括配分 (使途未定)	県	市町村	一括配分 (使途未定)	
岩手県	洋野町	1	宮城県	七ヶ浜町	31	
	久慈市	2		多賀城市	33	
	野田村	9		仙台市	211	
	田野畑村	19		名取市	57	
	岩泉町	6		岩沼市	42	
	宮古市	59		亘理町	41	
	山田町	105		山元町	57	
	大槌町	78		小計	1,235	
	釜石市	111		福島県	新地町	32
	大船渡市	26			相馬市	42
	陸前高田市	174	南相馬市		51	
	小計	588	浪江町		9	
	宮城県	気仙沼市	172		檜葉町	6
南三陸町		121	富岡町		2	
石巻市		188	広野町		3	
女川町		89	いわき市	111		
東松島市		141	須賀川市	13		
松島町		5	小計	270		
利府町		6	茨城県	北茨城市	8	
塩竈市		43		小計	8	
			合計	2,101		

※復興交付金効果促進事業(一括配分)として配分した額のうち、平成27年2月3日時点で使途の決まっていないもの。随時執行可能であり、変動がありうる。県に配分した額を含む。

※これから配分する27年度予算現額(事業費7,592億円)から、追加的に一括配分として約700億円程度の配分を想定。